

Ⅱ 基本構想



第1章

まちづくりの目標

■第1節 まちのめざす 将来像

これからのまちづくりを進めるにあたり、町民が理想とする「まちのめざす将来像」を定めます。この「まちのめざす将来像」を町民みんなで共有することにより、あらゆる年代、職種、立場の人が垣根を越えて、よりよいまちとするため協力しあう機運を高めていきます。

まちのめざす将来像

**海と大地に
笑顔と活力があふれる
町民みんなで歩むまち・ひろお**

“海と大地に”

海（太平洋）は、豊かな資源を生む漁業基盤であるとともに、町民にとって原風景ともいえる生活に密着した大切なものです。また、大地は、日高山脈に源を持つ河川の両岸に形成された農山村地域が十勝らしい雄大な景観をつくり出すとともに、私たちに農畜産物や林産物の恵みを与えてくれます。

この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくことが、私たちの世代の責務です。

“笑顔と活力があふれる”

将来を担う子供たちは「地域の宝」であり、高齢者は「知恵の泉」を持っています。子供たちの無限の可能性と高齢者の知恵や経験を多彩な交流の中で循環させることにより、誰もが心豊かに笑顔で暮らすことができるまちを理想とします。

また、まちに活力を与えるのは、産業はもちろんのこと、町民が生き生きと活動し、交流を楽しむことができる身近な地域社会です。すべての人々が健康で生きがいを持って活躍する活力にあふれるまちを理想とします。

“町民みんなで歩むまち”

まちが豊かで活気を失わずに歩んでいくためには、地域のことは地域で決めることを基本に、自らの選択と責任のもとで自立したまちに向かって進んでいくことが必要です。そのためには、まちづくりに町民一人一人が関わりあいながら、町民みんなで歩むまちを理想とします。

■第2節 まちづくりの 基本目標

まちのめざす将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、子供から高齢者までが生き生きと安心して暮らすことができるまちをつくとともに、産業の活性化により定住人口を増やし、活気あふれる「ひろお」の実現をめざします。

1 豊かな自然を生かした活力ある産業のまちづくり

農林水産業を基幹産業とする第1次産業と、十勝港を拠点とした各種関連産業や水産加工業、商工業、サービス業、観光振興の取組などが環(わ)となって連携することにより、民間活力を活用しながら、地域資源を最大限に生かしたまちづくりを進めます。また、まちを支える各産業が、今後もまちの経済に活力を与え続けることができるよう、その振興を図ります。

2 住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

子供を安心して生み育てることができ、また、高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで支え合うまちをつくります。さらに、一人一人が健康な生活を送ることができるよう、適切なサポートやサービスを提供する体制を整えます。町民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して、ともに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

3 豊かな心を育み文化を高めるまちづくり

将来を担う「地域の宝」である子供たちが、社会で生き抜く力を身につけ、思いやりの心や責任感を育むことができるよう、学校、家庭、地域が連携し、子供たちを守り育てます。また、生涯を通じて学び続けることができる環境を整備するほか、文化活動・スポーツを通じ、だれもが心身ともに健康で生き生きと暮らせる環境をつくります。町民の皆さんが、教育、文化、スポーツの振興により豊かな心を育み、学習の成果が地域に生かされるようなまちづくりを進めます。

4 住みやすさが感じられるまちづくり

町民の皆さんが真に「住みやすさ」を感じることができるよう、自然災害や犯罪などの脅威から守られている安心感や、良好な自然・景観に囲まれた環境を確保しながら、子供や高齢者にもやさしく、便利で快適な生活環境をつくります。

5 次世代に引き継ぐことができるまちづくり

古い歴史を持つ本町が、今後も活気を失わずに次世代へと引き継がれるよう、地域活動などを通じた人と人とのつながりと、人材育成や健全な行財政運営など将来へのつながりを大切に、町民の皆さんが様々な場面で生き生きと活躍する将来性のあるまちづくりを進めます。

■「まちづくりの基本目標」の概念図

Ⅱ 基本構想

1 活力ある**産業**

- 活力ある第1次産業を支援します
- 地域資源を生かした商工業、観光を展開します
- 地域経済を支える「十勝港」の発展に努めます
- 雇用を創出し定住化を促進します

2 地域で支え合う**暮らし**

- 子供を生み育てやすい環境を整えます
- 高齢者や障がい者などの安心な暮らしを支援します
- 町民の主体的な健康づくりを支援します
- 適切な医療を提供する町立病院を維持します

3 豊かな心を**育む**

- 子供たちの社会で生き抜く力を育てます
- 文化・スポーツ活動など、成果を生かせる生涯学習環境を整えます
- 国内・国際交流を通じて町民が広い視野を身につけるよう努めます

4 住みやすい**環境**

- 自然災害や犯罪などの脅威から町民を守ります
- 自然環境や景観など良好な生活基盤を守り育てます
- 高齢者や子供たちに配慮した
便利で快適な生活環境をつくります

5 **将来性**のあるまち

- 活発な地域活動を支援します
- まちの情報をオープンにし、町民がまちづくりに参加しやすい環境を整えます
- まちづくりを担う人材を育てます
- 効率的で安定的な行政を運営します

海と大地に
笑顔と活力があふれる
町民みんなで歩むまち・ひろお

まちのめざす
将来像

「まちのめざす
将来像」の
実現に向けて

連携

■第3節 人口指標

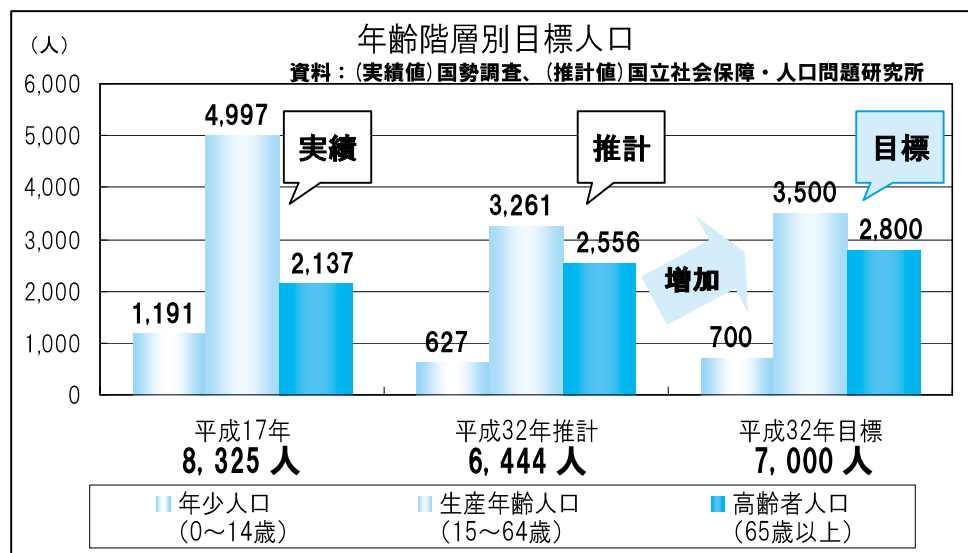
1 目標人口の設定

本町の総人口は、第5次広尾町まちづくり推進総合計画の最終年となる平成32年に、現状のままで推移すると仮定した場合6,444人程度になると予想されています。この見通しは、国立社会保障・人口問題研究所が平成17年の国勢調査を踏まえ公表した「日本の将来推計人口」に基づき、平成20年12月1日現在の市区町村を対象として、新たに将来人口を推計したものです。推計値は、本町の男女・年齢別人口を基準に、人口動態率や移動率などを加味し、平成17年までの実績値をもとに推計しています。

本町としては、漁業や農林業などの基幹産業の活性化や十勝港への企業誘致による雇用拡大を促進するほか、病院や介護施設など医療・福祉の充実、子育て支援の充実、快適な住環境の整備などによる町内への定住を推進し、**平成32年度の目標人口は7,000人**とします。なお、その際の年齢構成は、年少人口700人(10.0%)、生産年齢人口3,500人(50.0%)、高齢者人口2,800人(40.0%)としています。

広尾町の年齢階層別目標人口

区 分	平成17年 国勢調査	平成22年3月末 住民基本台帳	平成32年度	
			推 計 値	目 標 値
総人口	8,325人 (100%)	8,121人 (100%)	6,444人 (100%)	7,000人 (100%)
年少人口 (0～14歳)	1,191人 (14.3%)	1,011人 (12.5%)	627人 (9.7%)	700人 (10.0%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	4,997人 (60.0%)	4,794人 (59.0%)	3,261人 (50.6%)	3,500人 (50.0%)
高齢者人口 (65歳以上)	2,137人 (25.7%)	2,316人 (28.5%)	2,556人 (39.7%)	2,800人 (40.0%)



広尾町の人口の推移

■実績値

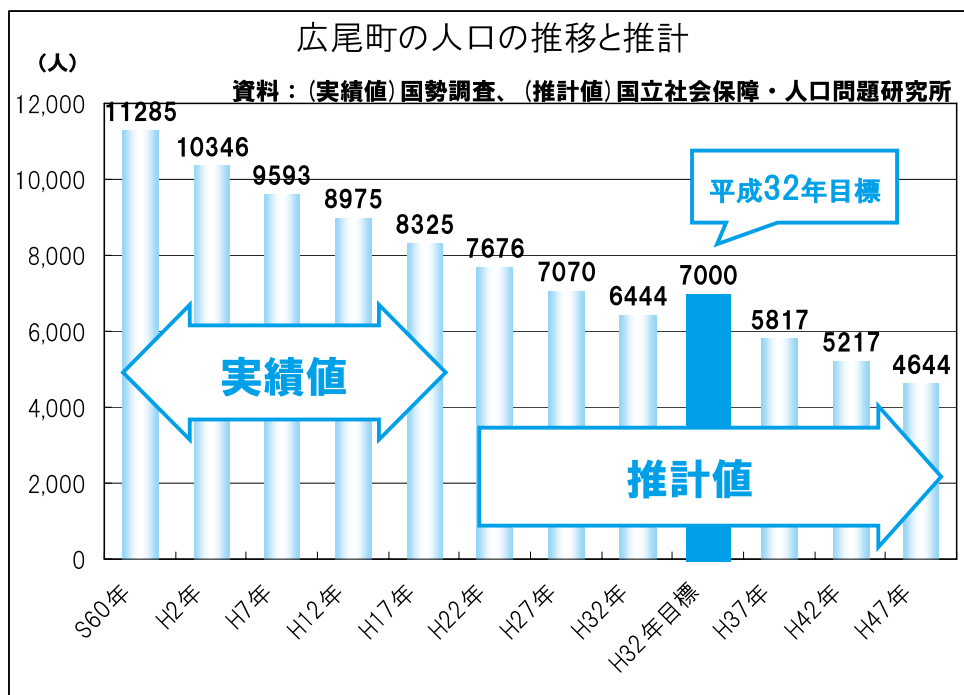
年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成21年度
人口数	11,285	10,346	9,593	8,975	8,325	8,121

※資料：S60～H17年：国勢調査（各年10月1日）、H21年度：住民基本台帳（3月末）

■推計値

年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年
人口数	7,676	7,070	6,444	5,817	5,217	4,644

※資料：国立社会保障・人口問題研究所



■第4節 土地利用の方向

土地は、将来にわたって町民の生活や産業・経済活動の基盤であり、町の持続的な発展に向け自然環境の保全に配慮しながら、計画的かつ効果的に利用することが重要となっています。

本町の土地利用は、平成21年10月現在、総面積596.16k㎡で畑59.37k㎡、宅地3.79k㎡、山林106.28k㎡、牧場9.33k㎡、原野28.41k㎡、野球場やテニスコートなどの雑種地3.79k㎡、道路、公園などのその他385.19k㎡からなっています。

人口が集中する市街地は、町の中核機能を持つ広尾市街地、農業生産機能の中心である豊似・野塚市街地、沿岸漁業の生産拠点としての音調津市街地、漁業生産機能を補完する役割を担う美幌とフンベ地区で構成され、他は散居型の農村集落になっています。

土地利用の課題としては、市街地域では都市機能の強化や中心部の個性の創出、本格的な少子高齢化社会に対応した施設の配置、用途地域内の未利用地の有効利用などが挙げられます。また、農業地域では農地の利用集積による農用地の保全、森林地域では景観と環境に配慮した森林の保全が必要です。

今後とも、本町の豊かな自然を生かしたまちづくりや、コンパクトで利便性の高い市街地の形成、農用地の保全・整備などを基本としながら、今後の土地利用の方針を定める必要があります。

1 土地利用の基本方針

(1)市街地域

用途地域内を住宅、商業、工業等の都市活動を促進していくエリアと考え、道路、公園、緑地等の適正配置に努めるとともに、将来的な人口動態を見すえた公共施設等の配置の検討を進め、効果的な土地利用を行います。また、都市計画区域内の用途地域の指定がされていない区域については、適正に市街化を抑制し、コンパクトな市街地の形成により、良好な環境の確保・創出を図ります。都市計画区域外の豊似、野塚、音調津については、農業、漁業等の生活拠点として、今後とも市街地としての土地利用を行います。

- ① 計画的・効果的な土地利用の推進
- ② 人口動態に対応した公共施設等の適正な配置
- ③ 用途地域内の未利用地の有効活用
- ④ 工業団地への配置など、混在化の改善と利活用の促進

(2)農業地域

生産性の高い農業経営のための基盤整備と未利用遊休農地の有効利用による農用地の保全に努めます。また、景観と環境に配慮するため、緑樹帯をなす河川流域や防風・防霧林等の保全を図ります。

- ① 生産性の高い営農への基盤整備の推進

- ② 快適で住みよい農村環境の創出
- ③ 担い手への農地集積の推進

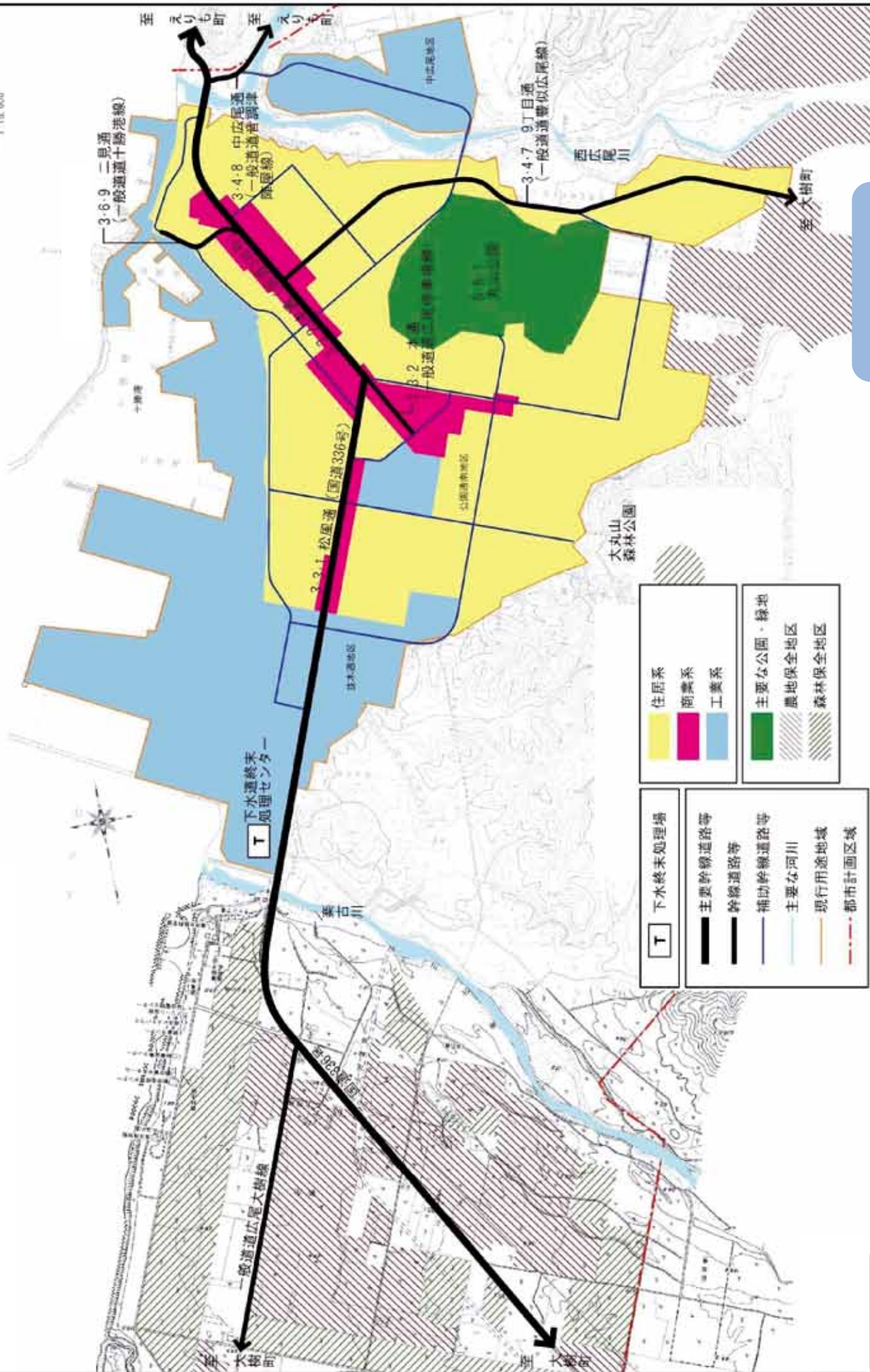
(3)森林地域

森林資源の蓄積と保全、自然環境の保全に努め、水源涵養、地球温暖化防止など森林地域の公益的機能の維持強化に努めます。

- ① 森林資源の蓄積と森林の公益機能の維持
- ② 森林資源の保護による自然環境の保全
- ③ 余暇対応機能の開発など综合利用の推進

広尾市街地の整備方針図……別図

広島市街地の整備方針図



II 基本構想

■第5節 施設整備の方向

公共施設は、道路や上下水道、公園、集会所、図書館など住民の日常生活に欠かすことのできない重要なまちづくりの基盤であり、特に生活に密着した施設については、計画的で優先的な整備が必要となります。

本町では、まちづくりの主要課題になっている福祉や教育分野における活動の利便性の向上に向けた拠点施設の整備が求められています。

福祉施設については、医療・福祉ゾーンを形成し、町立国保病院を中核として、健康管理センター、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、デイサービスセンター、生活支援ハウスなどの施設を集約し、比較的新しい施設で、医療・介護などのサービスを展開してきました。

また、保育所については、広尾市街地に2か所、豊似・野塚・音調津に各1か所設置していますが、少子化による児童数の減少のほか、各施設の老朽化が問題となっています。

一方、学校教育施設については、小学校4校と中学校2校、幼稚園1か所を設置していますが、同様に児童・生徒数の減少により、広尾市街地の小学校2校が統合を予定しているほか、各施設の老朽化が問題となっています。

社会教育施設については、文化ホールや図書館機能を有した児童福祉会館、博物館、豊似・野塚・音調津に公民館的施設各1か所、体育館2か所、青少年研修センター、野球場、パークゴルフ場5か所、グリーンパーク(多目的グラウンド)、テニスコートなどを整備していますが、各施設の老朽化が問題となっていることに加え、施設が点在していることなどによる利便性の低さが指摘されています。特に児童福祉会館については、ホールが2階にあるため、長年、高齢者や障がい者の方などの利用に支障をきたしている状況にあります。

第3次計画以降の中で計画されていた、(仮称)ふれあい学習交流館や総合体育館、武道館、総合福祉センターなどの拠点施設については、厳しい財政状況から整備を先送りしている状況にありますが、今後は、住民の利便性の向上を第一に、人口規模に見合った効率的な施設整備の方針を定める必要があります。

1 施設整備の基本方針

(1)新規施設の計画的な整備

福祉・教育の拠点施設の整備を図るうえで、特に将来を担う子供たちが日常的に利用する施設の整備を最優先し、将来の人口を見すえた適正な施設の規模や都市計画に基づいたバランスのとれた設置場所に配慮するとともに、効率的な維持管理方法の検討と計画的な整備を図ります。

(2)既存施設の計画的な補修と利用

現在使用している施設の計画的な維持・補修や耐震改修を行い、他の用途への転用を図るなど、既存施設を有効活用し、住民が安心して利用できるような効率的で効果的な施設の確保を図ります。

■第6節 財政運営の方向

町の財政は、国の三位一体改革をはじめとする行財政改革により、地方交付税、国庫補助金などが削減され、長引く不況の影響による国税などの落ち込みも続く中、町税においても景気低迷による住民所得の減収により、いぜんとして厳しい状況にあります。

歳出においては、少子・高齢化による扶助費や各保険会計への繰出金が増加する見込みであり、公共施設の老朽化による維持補修費なども今後、増えていくと予想されます。地方財政が極めて厳しい状況にある現在、各地方公共団体は、住民などの理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、効率的・計画的な財政運営をめざしているところです。

本町においても、限られた財源を効果的・効率的に活用し、自主・自立のまちづくりのために、健全な財政運営を計画的に推進していく必要があります。

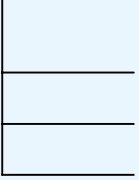
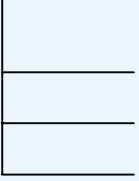
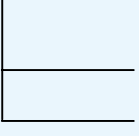
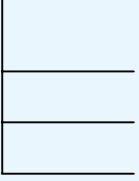
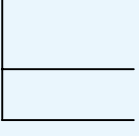
1 財政運営の基本方針

(1)財政基盤の確立

自主・自立を支える行財政運営を推進するために、事務事業の見直しによる行財政改革の推進、民間活力の導入や補助金などの整理統合、住民との協働によるまちづくりの推進、及び行政需要や地域の共通の課題に対し広域的な視点に基づく効率的な行政運営をめざす広域連携などを推進し、将来を見すえた財政基盤の確立を図ります。

(2)財政運営の推進

行政運営の基本は「最小限の経費で最大限の効果」をあげることにあります。町税・使用料などの徴収率の向上、受益者負担の適正化などにより歳入を確保し、予算の厳格な執行、事務事業の見直しによる歳出の削減を図るなど、経費負担のあり方及び行政効果を十分に精査することで、簡素で効率的な行政運営を推進します。

第2章	基本目標と政策（施策の大綱）
基本目標 1 	豊かな自然を生かした活力ある産業のまちづくり 政策1 基幹産業の漁業・農林業に対する支援強化 政策2 各産業と連携した活力ある商工・観光の振興 政策3 港湾の特色を生かした利活用の推進
基本目標 2 	住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり 政策1 顔の見える助け合い、自立を支援するまちをつくる 政策2 高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちをつくる 政策3 健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる
基本目標 3 	豊かな心を育み文化を高めるまちづくり 政策1 社会で生き抜く力を育てる 政策2 生涯を学びゆとりを育む
基本目標 4 	住みやすさが感じられるまちづくり 政策1 安心して暮らせる生活環境をつくる 政策2 便利で快適な生活環境をつくる 政策3 自然と共生した生活基盤をつくる
基本目標 5 	次世代に引き継ぐことができるまちづくり 政策1 住民一人一人が輝くまちをつくる 政策2 安定的で将来性のあるまちをつくる

政策1 基幹産業の漁業・農林業に対する支援強化

今後も安定した漁業生産の確保と経営の安定化のため、栽培漁業の促進や経営規模の拡大などの経営改革の支援を進めるとともに、漁業協同組合と連携し、漁業後継者の育成や漁港整備など生産基盤の整備を進めます。さらに、水産加工組合の再設立を検討し、水産物の「十勝・広尾産ブランド」の確立など付加価値を高める取組を支援します。

また、農業が将来にわたって環境に優しく持続的に発展するため、将来を担う農業者の確保や農用地の利用集積などによる生産性の向上、土地利用基盤の改善や経営の組織化など、農業協同組合と連携し農業生産基盤の整備を進めるとともに、酪農の排水処理対策など環境に配慮した取組への支援を行うなど、足腰の強い農業経営への支援を図ります。

さらに、環境に配慮した秩序ある森林の開発と適切な保全のため、長期的な視点に立った民有林の造林事業や森林再整備など、計画的な森林資源の育成を進めるとともに、森林組合と連携した後継者育成のほか、木材の地産地消や間伐材の有効活用などの取組を支援します。

政策2 各産業と連携した活力ある商工・観光の振興

中心市街地対策や消費者のニーズに対応するため、商工会や商店などと連携し、魅力ある商店づくりによる、活気あふれる商店街の振興を図ります。

また、新たな企業誘致による安定した雇用機会の確保を図るとともに、地域が持つ特性を生かした物づくりや地産地消の考え方を基本として、各産業団体と連携し、地域の農林水産物を原料とした製造加工業などの振興を図ります。

さらに、恵まれた自然景観や自然の恵みを生かした特産品、ノルウェー国から国外で唯一認定されているサントランドなどの観光資源を最大限に生かすため、農林水産業と連動した商工業の振興や観光の取組を展開するなど、地域資源を生かした地域振興策を総合的に進め、地域活性化を図ります。

政策3 港湾の特色を生かした利活用の推進

重要港湾十勝港は、我が国最大の食糧供給基地である十勝地域を背後圏として、農産物や農業関連資材などの物流拠点としての「農業港(アグリポート)」をめざしています。

道内最大規模の生産能力を誇る飼料コンビナートを有し、企業立地促進法の適用地域である十勝港の利点などを生かした新たな企業誘致や農産物を中心とした輸送・供給体制の強化を図るための定期貨物航路開設に向けた取組など、背後圏の特色を生かした利用しやすい港湾整備を図ります。

政策1 顔の見える助け合い、自立を支援するまちをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、みんなで支え合う地域福祉の推進が重要となっており、社会福祉協議会と連携した各種事業の実施や地域住民による福祉活動を促進するための意識高揚を図るとともに、関係機関との連携による相談支援体制の強化に努めます。

一方、障がいを持つ方やその家族の方が、安心して暮らすことができる福祉の向上をめざし、交流機会の提供や地域で安心して暮らせる福祉サービスの充実のほか、ボランティアの方々との連携や専門的有資格者による支援体制の充実に努めます。

また、少子化や核家族化が進行する中、安心して子供を生み育てることができる環境の整備が重要であり、子育て支援施設を含めた総合的な保育所施設の整備を図り、地域全体で子育て機能を高めるまちづくりのほか、幼保一元化の検討を進め、子育て支援サービスの一体化の促進に努めます。

さらに、母子・父子家庭世帯の増加により、ひとり親家庭世帯の経済的・精神的負担の解消に向けた支援が重要となっており、生活・就労相談体制の強化や各種福祉・医療制度の充実により、ひとり親家庭が安心して生活ができるよう、その支援に努めます。

政策2 高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちをつくる

急速に高齢化が進行する中、高齢者が豊富な人生経験を生かして、地域社会との結びつきを深める活動が大切であり、老人クラブや高齢者ボランティア活動などの社会参加の機会を提供するとともに、在宅でも安心して暮らしていける体制づくりや活動施設の充実を図り、生き生きとした生活が送れる高齢者福祉の充実に努めます。

また、介護を要する高齢者が増加する中、健康に生活を送るための介護予防が重要であり、一人一人が主体的に介護予防に取り組むとともに、高齢者の方々が適正な福祉サービスを利用できるよう、国の制度改正に的確に対応しながら、地域の介護施設などによるサービスの提供や総合的な在宅福祉の向上を図ります。さらに、高齢期を住み慣れた地域で自分らしく快適に過ごすため、介護が必要になっても安心して生活ができるよう、地域全体で支える体制づくりに努めます。

政策3 健康で安心して暮らせる保健医療のまちをつくる

高齢期に向けての生活習慣病の増加やそれに伴う医療費の増大、介護を必要とする人の増加が課題となっています。また、出産や育児不安への対応など保健・医療対策の充実のほか、生活習慣病対策としても、子供のころから健康的な生活習慣を身につけることが重要となっています。

町民の皆さんが安心して子供を生み育て、子供たちが健やかに成長し、働き盛りの世代が持てる力を十分発揮し、いくつになっても主体的に取り組む健康づくりが大切です。

す。

このため、主体的に取り組む健康づくりの推進や地域医療の核となる町立国保病院の安定した経営のための基盤強化と医療体制の維持を図るほか、町民の皆さんが健康で安心して暮らせる保健・福祉・介護サービスが一体となった包括的なケア体制を強化します。また、地域住民の医療の確保、健康の保持増進に大きな役割を果たしている、国民健康保険事業や高齢者医療制度など、保険制度の健全な運営に努めます。

■第3節

基本目標3 豊かな心を育み文化を高めるまちづくり

政策1 社会で生き抜く力を育てる

新しい知識、情報、技術が著しく進展する中、心豊かでたくましい子供の育成をめざし、子供たちの豊かな情操を育み、集団の中で社会性や創造性を培うため、自然体験や表現活動などを中心とした幼稚園教育を展開し、学びの原点である幼児教育の充実を図ります。また、子供たちが、将来に向かって自立した人間として生き抜くために必要な知恵につながる確かな学力と、思いやりの心など豊かな心を育み、社会で生き抜く力を身につける義務教育の充実に努めます。

さらに、地域の未来を担う子供たちが、自ら考え学びながら思いやりや責任感を育み、心豊かでたくましく育つよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携しつつ、生徒の自己実現をめざすための中高一貫教育を地域とともに着実に進め、特色ある学校づくりに努めます。

政策2 生涯を学びゆとりを育む

近年、家庭や地域の教育力の低下が懸念され、青少年の心の問題が大きな課題となっています。青少年が、社会性や協調性など社会のルールを身につけることができるよう、その育成のための取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の役割を密にすることにより、家庭の教育力の向上に努めます。

豊かで実り多い人生を過ごすための趣味や特技、各種資格などを取得するための学習意欲は、若年層から高齢者層まで広がっています。特に今後の高齢化の進行に伴い、いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできる生涯学習体制へのニーズはますます高まることが予想され、生涯学習情報の提供に努めるとともに、生涯学習活動の拠点施設の整備を図ります。

また、地域課題や生活課題を解決するための学習機会の提供を図るほか、成人・女性・高齢者の方々の学習活動の成果を地域づくりに生かすとともに、経験や技能を活用した世代間の交流を展開する社会教育の推進に努めます。

町民の皆さんが豊かな心を育み、潤いのある生活を送るためには、文化活動が地域に根ざして展開され、優れた文化を身近に接することができる環境を整備すること

が大切です。このため、地域における芸術鑑賞の機会や自発的な文化活動を促進するとともに、文化活動の拠点施設の整備を図ります。

また、地域の特色を生かした個性ある文化財・郷土芸能の保存・伝承など、創造性豊かなまちとしての魅力を更に高めていくための取組を進めます。

さらに、誰もが気軽にスポーツを楽しむ心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

一方、中高校生の海外派遣や外国人との交流機会の提供などの国際交流や国内の他地域との交流を通じ歴史や文化を学ぶことは、まちづくりに対する興味や関心が高まるとともに、豊かな人間性を形成することにもつながることから、町民の広い視野と国際感覚を養い、本町の魅力ある地域づくりに生かしていきます。

■第4節

基本目標4 住みやすさが感じられるまちづくり

政策1 安心して暮らせる生活環境をつくる

私たちの生活を脅かす災害や犯罪などは、近年、想定を越える威力や手口で襲いかかってきています。子供から高齢者まで誰もが安心して暮らすため、これらの脅威に対し、地域ぐるみで備えを行う体制をつくります。また、備えを的確なものとするため、その災いが起こる原因や仕組みなどについて「知る」ための取組を進めます。

自然災害に対しては、公共施設など建築物の耐震化の促進や町内会と連携した自力で避難できない方への支援体制の強化を図り、地域防災力の向上に努めます。

火災に対しては、住民、家庭、地域、防火組織、企業などと連携し防火意識の高揚を図り、火災のないまちをめざします。

救急業務については、車両や資機材の充実と救急隊員や住民の応急手当に関する意識や技術の向上を図ります。

交通事故や犯罪に対しては、加害者にも被害者にもならないよう、安全意識やモラルの向上に向けた町民総ぐるみによる啓発運動を展開します。特に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺などの知能的犯罪や消費行動にまつわるトラブルなどに対しては、未然防止に向けた啓発の徹底と事後における相談体制の充実を図ります。

政策2 便利で快適な生活環境をつくる

私たちの生活は、様々な面で便利になっていますが、過疎化の進行などを背景に、生活環境の地域間格差がますます広がっている状況にあります。生活の質の向上の恩恵は、どの地域に住んでいても享受できることが理想であり、その格差解消に向けた取組を行います。

道路環境については、安全で子供や高齢者に優しい道路の維持・整備を進めます。特に冬期については、除雪体制の情報開示と住民のマナー向上を図り、安全な道路環境を確保します。

公共交通については、町民の交通手段として将来に向けてその確保を図るとともに、目的に応じた効率的な運行のあり方を模索し、誰もが利用しやすい環境をつくり出す。

住環境については、一般住宅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者が自立して暮らせる環境をめざします。民間借家の立地状況等を踏まえた公営住宅のあり方を検討し、住環境向上に向けた効率的な維持・整備を進めます。

廃棄物については、地球環境に配慮し、循環型社会に対応した処理を進めます。

公衆トイレや墓地、葬斎場など環境衛生施設については、使用にあたってのマナーや日常の維持・管理を向上させ、快適な使用環境をつくり出します。

生活に欠かせない重要な施設である上下水道施設については、安定的で衛生的な給水や汚水処理を行うための施設の維持・整備を進めます。

情報通信環境については、近年の通信技術の高度化・多様化に対応し、地域間格差の少ない快適な通信環境の確保に努めます。

政策3 自然と共生した生活基盤をつくる

私たちの生活環境は、森林や河川、海岸など自然環境と調和しながら成り立っています。豊かな自然環境や景観の保全と活用を図りつつ、災害を未然に防止し、人々の生活に恩恵をもたらす国土を適正に管理するとともに、公園や緑地など自然と共生した生活基盤の整備を進めます。

公園・緑地については、住民や来訪者の憩いの場として、美しい自然の魅力を満喫できる環境づくりを進めます。

自然環境や景観については、住民が関わりながら守り育てるとともに、まちの特色（サンタランド、港町）を生かした広尾らしく美しいまちなみ・景観づくりを進めながら、地域資源としての活用を図ります。

■第5節

基本目標5 次世代に引き継ぐことができるまちづくり

政策1 住民一人一人が輝くまちをつくる

よりよいまちをつくるには、そこに住む人々が生き生きと輝くことが大切です。地域活動やボランティア活動に参加する人が活動しやすい環境をつくるとともに、町民の生活に関する「まちづくり意見公募手続制度」などを活用し、まちづくりについてのアイデアや様々な意見を出しやすくする環境をつくり出します。

コミュニティ活動については、住民の自治意識の向上を図り、地域におけるふれあいや助け合いなどの機能を発揮させるため、町内会活動を活発に行うことができる環境をつくり出します。

ボランティアやNPO活動については、幅広い年齢層の住民が気軽に楽しく活動に参加できる環境づくりや活動に対する支援を行います。

まちづくりへの町民参加については、参加機会を充実させ、住民一人一人のまちづくりへの関心を高めながら、住民主体のまちづくりを進めます。

広報・広聴については、情報発信力を強化し、住民に開かれた町政をめざすとともに、町民の意見をきめ細かく聞く機会を提供します。

政策2 安定的で将来性のあるまちをつくる

「まちづくりは人づくり」と言われるように、まちづくりに最も大切な要素は、自分が住むまちのことを自ら考える「人」です。このまちを活気のあるまちとして次の世代へと引き継いでいくため、あらゆる分野で活躍できる人づくりを進めます。また、将来のまちづくりを担う人材やグループについて、長期的視野に立った育成を図ります。

さらに、まちを安定的に未来へとつないでいくため、行政改革の推進や広域行政の取組などにより、将来へ向けた計画的で効率的な行政運営を行います。